

官報電子化検討会議（第5回）議事要旨

1 日時

令和5年7月12日（水）13:27～13:53

2 場所

中央合同庁舎8号館特別中会議室

3 出席者

（委員） 宍戸座長、江崎委員、原田委員、松井委員、山本委員

（内閣府） 原大臣官房長、中嶋大臣官房総務課長、吉田官報電子化検討室長、前川大臣官房総務課参事官、堀江官報電子化検討室次長、田中官報電子化検討室室長補佐 他

（関係機関） 内閣官房、内閣法制局、デジタル庁、総務省、法務省、（独）国立印刷局

4 議事要旨

○宍戸座長 若干定刻前でございますが、開始していい状態だということですので、大変暑い日でもございますので、早めに始めたいと思います。第5回「官報電子化検討会議」になります。

お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。

本日の出席状況でございますが、私のほか原田委員に対面で御参加いただいております。江崎委員、松井委員、山本委員はオンラインでの御参加となっております。

また、関係府省庁の皆様におかれましても、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。

本日は、これまで過去4回の議論の結果を取りまとめた資料1「官報電子化の基本的考え方（案）」について御説明を事務局よりいただいた後、意見交換の時間を設けたいと考えております。

それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

○前川参事官 7月4日付で官報電子化検討室に着任をいたしました前川と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

まず、資料につきまして、資料1といたしまして、本検討会の報告書となります「官報電子化の基本的考え方（案）」をお配りしております。

それから、資料2でございますけれども、こちらは基本的考え方の概要ということで1枚紙でまとめたもの、資料3が2枚でこの基本的考え方の全体図をまとめたもの、そして、資料4が参考資料集となっております。

それでは、資料1につきまして御説明いたします。

1枚おめぐりいただきまして、全体構成、目次でございます。今回この全体としてまとめたものにつきましては、各回の会議資料に記載したものをまとめたものになっておりまして、官報に係る現状につきまして、第1章に統合しております。

第1章では、官報の意義・役割や発行状況など、官報の現状を概観いたしまして、官報の果たす最も重要な機能とも言える法令等の公布の時点などについて、慣行の内容を確認しております。

第2章では、官報電子化の発行に関する基本的事項として、インターネットを利用して官報を発行することが適当であることについて述べるとともに、具体的な発行の方法及びインターネットを利用することができない者への配慮のための措置についてまとめております。

第3章では、法令や告示など官報に掲載されている事項についての分類を行い、官報を電子化した場合であっても、電子化された官報にこれらの事項を掲載することによって同様に法的効果が生ずるものとするのが適当であるかといった点について確認しております。

第4章では、サイバー攻撃や通信障害など、官報の電子化に伴い生じ得る課題に関しまして、予防措置あるいは代替措置などについて整理しております。

第5章では、電子官報の運用・管理に関することとして、閲覧・頒布期間や保存期間、また、官報の編集・発行主体について述べるとともに、官報電子化を生かした業務の効率化、利便性の向上等についてまとめております。

次に、内容面での変更点につきまして、前回の会議で委員の皆様からいただいた御指摘を受けて、追記、修正した箇所を中心に御説明させていただきたいと思っております。

まず、50ページでございますけれども、原田委員より、代替措置の場合の書面版官報、緊急措置の場合の緊急官報は、データベース的な利用に支障を来さぬよう、通信障害等が解消された後は正本と扱わず、情報提供として作成される電磁的記録を正本とすべきとの御意見を書面にて頂戴いたしました。御指摘に対しましては、前回の会議の場で事務局より、官報が発行された時点の正本について、その後のある時点において別のものに正本を切り替えることの懸念点を申し上げますとともに、実務上は、書面版官報、緊急官報と情報提供として掲載する電磁的記録の内容について厳格な同一性を確保することによって、データベースとしての利用に支障はないと考えられるのではないかと御説明を申し上げたところでございます。この点につきまして、改めて考え方を整理した上で、50ページの34行目から36行目のところ、それから、53ページの18行目から20行目に同様の趣旨を追記しているところでございます。

続きまして、67ページでございますけれども、現在は国立国会図書館がインターネット資料収集保存事業、いわゆるWARPにおいて収集・保存いたしました「インターネット版官報」につきまして、館内でのみ閲覧可能となっております。山本委員より、それを

インターネットで広く閲覧できるようにすることについては、個人情報の観点からも慎重に考えるべきではないかとの御意見を頂戴いたしました。御意見を踏まえまして、67ページの30行目から38行目、一番下までですけれども、WARPにおいて収集する官報情報につきまして、35行目の「一方で」からですが、過去の官報をインターネットで広く閲覧できるようにすることについては、プライバシーへの配慮も必要であるため、内閣府または官報の保存に関する事務を実施する機関において、プライバシーに十分に配慮しつつ、将来的に国立国会図書館が収集・保存している官報情報をインターネットで閲覧できることについて検討を進めることが必要である旨を追記しております。

あわせまして、山本委員からは、利便性の確保と個人情報への配慮のバランスを確保していく重要性につきまして御指摘を頂戴いたしました。この点に関しまして、まず用語の修正ですけれども、これまでの会議資料では「個人情報への配慮」という表現を使っておりましたが、配慮する対象としては個人情報という情報そのものよりもプライバシーという権利のほう日本語の用法としても適当であると考えられるために「プライバシーへの配慮」という表現に修正をしております。

関連いたしまして、61ページですけれども、「(2) プライバシーへの配慮」というところで、この項目の26行目以降、後半の「あわせて」からですけれども、現行の「インターネット版官報」のページには、利用に当たっての禁止事項等をホームページ上に掲載しておりますところ、今後電子官報を掲載するホームページ上においてもプライバシーの観点からの禁止事項や注意喚起を掲載すること、また、内閣府もこれらの内容について確認することを追記しております。

同様の趣旨で、65ページの18行目以降「官報情報検索サービス」についてですけれども、こちらも現在の利用規約におきまして、第三者へのプライバシーを侵害する行為等が禁止行為とされているほか、利用に当たっては利用規約への同意が求められ、利用規約に違反する行為等があった場合にはサービスの利用停止または契約の解除ができる旨規定されておりますけれども、今後も同様の利用規約を設けることが必要であると考えられる旨を追記しております。また、このサービスの提供に当たっては、官報掲載の趣旨を踏まえつつ過去の官報に掲載された個人情報の検索・利活用に必要な制約を設けるなど、プライバシーへの配慮等の観点から適切な措置を講ずる必要がある旨も追記しております。

あわせて、国立印刷局が「官報情報検索サービス」をはじめ官報の発行に関する業務において得られた情報を活用した業務を行うに当たっては、国立印刷局は内閣府から承認を得るものとすべき旨記載しておりましたが、承認を得る対象として利用規約やプライバシーへの配慮等の措置も含む旨追記しております。

続きまして、73ページですけれども、松井委員から、官報の編集等に関しまして、インサイダー取引防止に係る対応についての御意見を頂戴いたしました。73ページの20行目から26行目の段落ですけれども、官報の編集に当たっては、決算公告など会社に関す

る未公表の情報を取り扱うこととなるが、当該業務に携わる者が入手した情報を、利用して利益を得たり、漏えいしたりすることはあってはならない旨明記するとともに、官報の編集に関する事務を実施する機関においては、内部統制の一環として、情報を取り扱う者の範囲を限定することや、インサイダー取引に係る規制についての研修や点検等を通じて、不正行為を防止することが求められる旨を追記しております。

また、補足といたしまして、次の74ページの下の枠には、国立印刷局におけるインサイダー取引防止に係る現在の取組も記載しております。

インサイダー取引防止に関しましては、官報の発行を行う機関においても同様の対応が求められますので、76ページの18行目から23行目にも同様の記載を追加しているところでございます。

続きまして、次の77ページの「IV 業務の効率化、利便性の向上等に関する取組」のところですが、江崎委員から、官報電子化を進めるに当たって、デジタル庁との連携が重要であること、機械可読なデータ構造としていくことにより、官報掲載情報の利活用が拡大・進化することが期待されること、ベンダーロックイン等を回避し、技術中立性に留意した上で、システムの設計等を進めていくこと等について御指摘をいただきました。また、これらの機械可読なデータ構造の実現などは容易なことではなく、関係者による労力を伴う旨も書いておいたほうがいいのではないかという御意見も頂戴したところです。77ページ、特に30行目からですが、官報に掲載された法令等の情報について、プライバシーに配慮しつつ、機械可読なデータ構造としていくことを重要な目標の一つとして取り組んでいくことが考えられるということを追記しております。

また、次の78ページの下の方、29行目からですが、法制度化に当たっては、技術中立性に留意すること、一連の取組を進めるには膨大な実務作業、専門的知識・知見・経験が必要であることから、デジタル庁や関係機関との連携の必要性を明記しているところでございます。

以上が前回の会議でいただいた委員の皆様からの御意見を踏まえた修正箇所となります。

あわせて、前回会議におきまして、山本委員から、破産の同時廃止事件につきまして、90日の閲覧・頒布期間が必要であるのかとの御指摘がありました。この件につきまして事実関係を確認しましたので、御報告をしたいと思います。

破産の同時廃止事件の官報公告では、破産手続開始及び破産手続廃止に加えまして、債権者等が債務者の免責についての意見を述べる期間も同時に公告がなされておりました。免責についての意見を述べる期間は、法律上、公告から1か月以上でなければならぬと定められているところですが、実務上は、これを踏まえまして、官報公告までに要する期間も考慮して、1か月半から3か月程度とされているものと承知しております。これらを踏まえますと、同時廃止事件につきましても、閲覧・頒布期間

を90日とするのが相当と言えるのではないかと考えております。

最後に今後の流れについて御説明をしたいと思います。

前回の会議におきまして、山本委員より、このパブリックコメントなどを通じまして、官報の利用者などの声を把握してはどうかとの御意見を頂戴いたしました。宍戸座長とも相談させていただきまして、準備が整えば、あさって14日から今月末31日までの約2週間、この資料1にあります「官報電子化の基本的考え方（案）」、また、官報に関することにつきまして、官報の利用者の方々をはじめ広く国民の皆様から御意見を伺うために、パブリックコメントを実施することを予定しております。いただいた御意見につきましては、事務局で取りまとめ、次回の会議9月12日の火曜日を予定しておりますけれども、こちらの会議で御報告いたしまして、パブリックコメントの結果を踏まえた報告書の最終案を御議論の上、取りまとめをお願いできればと考えているところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○宍戸座長 ありがとうございます。

前回委員から御指摘があった点を含めて、事務局において調整をいただき、お手元資料1の「官報電子化の基本的考え方（案）」がこのように整理されたところでございます。本日は、これまでの御説明を含めて、資料1等について構成員の皆様あるいは関係府省庁の皆様からもし御発言があれば承りたいと思います。御質問、御意見のある方は、手を挙げるあるいはチャット欄などを使ってお知らせいただければと存じますが、いかがでございましょうか。

1点、私が気になっていることを申しますと、77ページ、33行目で「インターネット資料収集保存事業（WARP）」と出てくるのですが、この報告書での初出は多分67ページですねということで、どうでもいいことではありますが、ささいなことが気になりましたという程度でございます。

非本質的なことで恐縮ですが、先生方からぜひ本質的なことについていろいろ御指摘いただければと思いますが、いかがでございましょうか。

まず、原田委員、お願いします。

○原田委員 本質的なことかどうかわからないのですが、今回の官報電子化の取組につきましては、大変意義が大きな取組であると認識いたしております。特に行政法の観点からは、これまで中身がよく分からなかった告示あるいは公示について典型的な整理をしていただきまして、それを前提に様々な法的効果もきちんと理解可能な形で整理していただいたのは、非常に大きな意味があったと思っております。ですから、今回の取組を踏まえまして、今後は各省庁で、今はあまり気になっていないのかもしれませんが、何を告示にして何を公示にするのかについてそれぞれ方針を立てられまして、整理していただくことが重要なのではないかと感じております。それが1点です。

もう一点は、先ほど事務局から御説明いただいた点について特に反対ということでは

ないのですけれども、今回の官報電子化は恐らく第一歩だろうと考えておりました、さらに今後発展させていく必要があると思っております。私、先日、印刷局でいろいろと過程を見せていただきまして、現在の紙版の官報の職人氣質により作られていく過程を目にしまして、これはある種の法文化といいますか、我が国が誇るべき文化の一つだと思っております。ですから、紙の官報そのものが今後も続いてほしいと個人的には考えておりますけれども、他方で、せっかく電子化するのであれば、PDFの形でそれをそのまま電子にするということではなくて、機械可読といいますか、きちんとしたデータベースとして管理するのを最終的なゴールにすべきなのではないかと思っております。仮にそうなりますと、何が正本かというのも恐らく意味がなくなる議論かと思われまして、結局データそのものが正本ということになりますので、それについても将来的には取扱いが変わっていく可能性はあると認識いたしております。

私からは以上です。

○宍戸座長 原田委員、ありがとうございました。

事務局から何かございますか。

○前川参事官 ありがとうございます。

先生のおっしゃった1点目の各省での告示、公示の切り分け等は今後も引き続き必要なことだと思っておりますし、また、2点目、今回はまずは電子化というところですが、引き続き不断の取組としてやっていかないといけないことだと承知しております。ありがとうございます。

○宍戸座長 ありがとうございます。

ほかに御発言はいかがでしょうか。

山本委員、御発言でしょうか。

○山本委員 せっかくですから一言だけ。インターネットの関係かもしれませんが、今の原田委員の御発言が必ずしも完全に聞き取れていたわけではないので、同じ趣旨のことだと思うのですけれども、この官報の電子化を進めるということで、総論的なことで今回の報告書ができて、これは非常に大きな一歩だと認識をしておりますけれども、何度かこの会議でも出てきたと思っておりますけれども、個別の事項等に関してはそれぞれ管轄の官庁があるということですので、この総論的な検討を踏まえて、それぞれの官庁に所管している事項についての取扱いについて精査、検討をしていただいて、場合によっては各論的な対応もあり得るということだったかと思っておりますので、その点につきまして、ぜひそれぞれの官庁には引き続き検討作業というか、精査の作業を進めていただきたいと思いますので、その点、よろしく願いいたします。

○宍戸座長 ありがとうございます。

すみません。先生が御発言なのかと思って、指名するような感じで大変失礼いたしました。

事務局、今の山本委員の御発言に何かございますか。

○前川参事官 原田先生の点と同じかと思いますが、引き続き検討が必要かと思っております。

○宍戸座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

江崎委員、お願いします。

○江崎委員 大変この作業、事務局にまとめていただきまして、ありがとうございます。

盛り込んでいただきたい内容はほぼ盛り込んでいただいておりますし、ほかの委員がおっしゃったとおり、これで入り口に立てたと。実際にこれからシステムを設計・構築していくわけで、これからが一番の本当の正念場というか、大変なことだと思いますので、関係者の方々へのこれからの御尽力に期待することになるかと思っております。

その際に、動かしていきながらあるべき姿に変えていくという非常に難しい作業をやることになると思いますので、簡単にできるのではないよというところを御認識いただいて、その上で、しっかりしたシステムをつくっていくところをぜひうまく周知していただくのが、現場でこれからやる方にとって一番助けになるかと思っております。

以上でございます。

○宍戸座長 江崎委員、ありがとうございます。引き続き委員の御指導をいただくことになるだろうと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、指名するようで恐縮ですが、松井委員からもぜひ御発言があればいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○松井委員 分かりました。

前回までのところで御説明は非常に丁寧にいただきまして、今回特に新たな御指摘はございません。今ある電子版官報の形のままでできるだけミスなく載せていくという形で、細かいところを各省庁と詰めながら制度化していくということなのですが、今回これで一通りの電子化というプロジェクトについては案というか、出すことになるのですけれども、学者としては、例えば日本法というのは日本語で出ているものだけなのですけれども、これが機械読み取り可能になっていきますと、翻訳ソフトを使えば各国の人たちが日本の法律を読めるようになるとか、いろいろな使い方が広がることもありまして、今回のこれだけに終わらず、息長く小さく生んだものを少しずつ育てていくという形で、いいものにつなげていただければと思います。

以上です。

○宍戸座長 松井委員、ありがとうございました。

江崎委員、松井委員の御発言も、この報告書について基本的に後押しをしていただき、また、今後の取組について注意すべき点をいただいたと思っておりますけれども、事務局もよろしいですか。

○前川参事官 ありがとうございます。

まずは今回総論をまとめて、それを進めることが第一歩かと思っております。当然こ

れからもいろいろなことがあるかと思えますけれども、関係機関と連携しながら進めていきたいと思っております。

○宍戸座長 ありがとうございます。

関係府省庁あるいは国立印刷局様も含めまして、この機に御発言等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そういたしますと、本日委員の皆様様の御発言を伺いまして、私といたしましては、この資料1について基本的には御了解をいただき、私がささいなことを申しましたけれども、もう一度事務局において最後、細かい表現について確認をいただいた上で、先ほど前川さんから御説明がありましたとおり、パブリックコメントという形で様々な方々から、国民各層から官報電子化の方向性について御意見を伺うことにしたいと思えます。

松井委員に御指摘いただきましたように、言わば紙の官報の既存のユーザーの声に加えて、官報が電子化されることによって、恐らくリーガルテックの分野であったり、様々なデジタル関係のサービスを提供される、あるいは今後新たな法治国家、法の支配に関わられる方々からもこちらの報告書について御関心を寄せていただき、いろいろな御意見が集まってくる、そして、それを踏まえて、官報のデジタル化の第一歩を踏み出していくことができるといいなと私としては願っているところでございます。

構成員の皆様におかれましても、こんなものが今、パブコメにかかっているよということ、もし声かけをする機会があればしていただくというのを、ぜひこれは私としてはお願いしたいと思っております。

ということで、もしよろしいようであれば、基本的には資料1の方向でパブリックコメントをかけることにさせていただきたいと思えますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○宍戸座長 ありがとうございます。

それでは、事務局においてそのように準備を進めていただきますようお願いいたします。

本日のアジェンダは以上でございますけれども、最後にこの機に御意見あるいは御発言のある方はおりますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本日の議論はここまでとして、最後に事務局より連絡事項がございましたらお願いをいたします。

○前川参事官 宍戸座長、委員の皆様、本当にありがとうございます。

さきに御説明をいたしましたとおり、次回の第6回会議につきましては、9月12日の火曜日10時半からを予定しておりまして、パブリックコメントの結果の御報告と「官報電子化の基本的考え方(案)」の最終的な取りまとめをお願いしたいと考えております。また、資料につきましては、事前に取りまとめましたら送付させていただきたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○宍戸座長 ありがとうございます。

ちょうど今日から2か月後になりますけれども、この間、事務局においてはいろいろ大変かと思えますけれども、ぜひ頑張っていたいただければと思います。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところを御出席いただき、ありがとうございました。

これにて「官報電子化検討会議」第5回を終了とさせていただきます。ありがとうございました。